

ボランティア・NPO活動センター規程

平成13年3月1日
改正 平成15年5月15日
平成17年7月21日
平成19年9月27日
令和4年2月25日

(設置)
第1条 本学にボランティア・NPO活動センター（以下「センター」という。）を置く。
(目的)
第2条 センターは、ボランティア・NPO活動を通じて、市民社会の担い手となる人材を育成し、地域や国際社会に貢献するとともに、本学の教育研究に寄与することを目的とする。
(事業)
第3条 センターは、前条の目的を遂行するために、次の事業を行なう。
(1) ボランティア・NPO活動を通じた人材育成及び教育支援に関する事項
(2) 本学の教育研究活動とボランティア・NPO活動との連携に関する事項
(3) 本学の教育研究活動に相應するボランティア・NPO活動の環境整備に関する事項
(4) その他、ボランティア・NPO活動センター委員会が必要と認めた事項
(役職者)
第4条 センターに、次の役職者を置く。
(1) センター長 1名
(2) 副センター長 1名
(センター長)
第5条 センター長は、センターの業務を統括し、センターを代表する。
2 センター長は、専任の教育職員の中から、学長が指名する。
(副センター長)
第6条 副センター長は、センター長を補佐し、センター長が事故ある場合又はセンター長が欠けた場合は、センター長の職務を代理又は代行する。
2 副センター長は、専任職員の中からセンター長が推薦し、学長が委嘱する。

(委員会)
第7条 センターは、第3条に規定する事業を運営するために、ボランティア・NPO活動センター委員会（以下「委員会」という。）を置く。
2 委員会の構成は、次のとおりとする。
(1) センター長
(2) 副センター長
(3) センター事務部長
(4) センター長の推薦する専任職員 若干名
3 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
(任期)
第8条 センター長、副センター長及び委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
(委員会の招集)
第9条 委員会は、センター長が招集し、議長となる。
(事業報告)
第10条 センター長は、センターが実施した事業について、毎年、学長に報告書を提出しなければならない。
(事務)
第11条 センターの事務を処理するために、ボランティア・NPO活動センター事務部（以下、「センター事務部」という。）を置く。
2 センター事務部に、必要な事務職員を置く。
付 則
この規程は、平成13年4月1日から施行する。
付 則（平成15年5月15日第11条改正）
この規程は、平成15年4月1日から施行する。
付 則（抄）（平成17年7月21日題名、第1条、第3条、第7条、第11条改正）
1 この規程は、平成17年7月21日から施行する。
付 則（平成19年9月27日第5条、第7条改正）
この規程は、平成19年10月1日から施行する。
付 則（令和4年2月25日第2条、第4条改正）
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2024年度 龍谷大学ボランティア・NPO活動センター名簿

センター委員	センタースタッフ	学生スタッフ（2024年度 計145名）
石原 凌河（センター長 政策学部准教授）	室矢 直人（センター事務部部长）	文学部 17名
川中 大輔（副センター長 社会学部准教授）	田畑 満（センター事務部課長）	経済学部 17名
殿内 恒（文学部教授）	竹田 純子（コーディネーター）	経営学部 4名
松畑 尚子（法学部准教授）	ヒギンズ 尚美（コーディネーター）	法学部 14名
宮浦 富保（先端理工学部教授）	國實 紗登美（コーディネーター）	先端理工学部 9名
工藤 保則（社会学部教授）	吉田 裕貴（コーディネーター）	社会学部 45名
斎藤 文彦（国際学部教授）		政策学部 12名
打本 弘祐（農学部准教授）		国際学部 9名
羽溪 了（短期大学部教授）		農学部 11名
原田 正誓（REC事務部（京都）課長）		心理学部 7名
辻 篤雄（学生部（瀬田）課長）		